

# 国民健康保険 国民年金 後期高齢者医療制度

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は  
社会保険料控除の  
対象になります

問合先 国保年金課

平成28年中に支払った国民健康保険などの保険料は、平成29年度の市・府民税申告、平成28年分の所得税の確定申告時に、全額が社会保険料控除の対象になります。

## 【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】

申告時に平成28年中に支払った保険料の合計金額を記入するだけで、支払金額を確認する書類の提出は不要です。

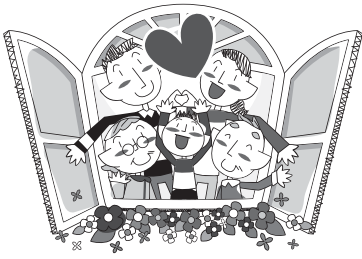
※納付書や口座振替で納付した人には、納付済額の通知書を1月下旬に送付しています。

## 【国民年金保険料】

「領収証書」や国から送付されている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（昨年10月1日以降に初めて保険料を

納めた人は、2月上旬に送付される同様の証明書）を申告時に提出することが義務付けられています。

※過去の未納期間の保険料や免除・猶予されていた期間を追納（さかのぼって納付すること）した保険料、支払った家族分の保険料も控除の対象になりますので忘れずに申告しましょう。



## 第10回

### 戦没者遺族の特別弔慰金 請求がお済みでない人へ

期限を過ぎると受付ができなくなりしますので、未請求の人は早めに手続きをしてください。

内容 額面25万円

（5年償還の記名国債）

対象 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日に恩給や遺族年金を受ける遺族がいない場合、弔慰金受給権者、戦没者等の子・兄弟姉妹・戦没者との生計関係が1年以上ある三親等内親族などで請求順位の優先する遺族1人

請求期限 平成30年4月2日

請求・問合先 障害福祉総務課

※詳しくは、問い合わせてください。



## 健康マイレージの 記念品交換が 始まっています

※保健センターは、3月27日（月）より市役所3階へ移転します。

交換期間 4月28日（金）（土・日曜日、祝日除く午前9時〜午後5時）まで

交換場所・問合先

保健センター（☎463-6001）、国保年金課

01）、国保年金課

※保健センターは、3月27日（月）より市役所3階へ移転します。

## 3月9日は脈の日

～寝たきり予防は脈のチェックから！～

脳卒中の中でも、特に重症化しやすい心原性脳梗塞予防のため、定期的に自分の脈をチェックする習慣をつけましょう。

脈が飛ぶなど、脈のリズムがおかしいなと思ったら、すぐ受診しましょう！

問合先 保健センター（☎463-6001）

※泉佐野保健所管内の泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町では、脳卒中予防対策に取り組んでいます。



出典：心房細動週間ウェブサイトより